

# 手形の変造

— 殊に「受取人欄」の変造に関する昭和41年判決と  
昭和49年判決との対比に就て —

梅 田 正 義

## 1. はじめに

手形の変造とは、他人が無権限で手形上の記載内容に変更を加えることを意味し、結局それは「手形行為の内容」（手形債務の内容）を偽ることである。これに反して手形の偽造とは、「署名の偽造」ともいわれ、他人が無権限に「手形行為の主体」（手形債務者）を偽る場合である。このため、偽造は特定の被偽造者のみに関する問題にすぎないが、変造は、客観的な手形の記載内容が変更されるためにその手形上の債務者の責任に関する問題となってくるという特質がある。変造はまた、変造前に形式的に有効な手形が存在しかつ変造後も形式上有効な手形が存在することを前提とする。

さて、手形の変造は記載内容の変更であるから、記載の付加・変更・除去によってなされるが、手形の必要的記載事項（手形要件）についてのみならず、任意的または有益的記載事項のすべてについても認められる。なお、無益的記載事項の変更等はこれによって手形の記載内容の変更をきたさないで、手形の変造とはならない。これに反して、変更により手形要件を欠いたり有害的記載事項が付加された場合は手形が無効となるので、変造ではなく手形の抹消となる。

## 2. 昭和41年判決と昭和49年判決

1. 昭和41年判決 — 最高裁第1小法廷判決昭和41年11月10日（民集20巻9号1697頁）

**【事案】** Y（被告・控訴人・被上告人）は、訴外Aを受取人とする約束手形を振出した。Aはそれをインク消しで抹消して受取人白地のような外観を作りBに交付し、Bは受取人欄にXの氏名を記入してX（原告・被控訴人・上告人）に交付した。XがそれをZ銀行に裏書しZは満期に呈示したが不渡りとなったので、XはZからの遡求義務を果してこれを受戻した上、Yに対して支払請求の提訴に及んだ。

**【第一審判決】** 「約束手形の振出は、振出人が受取人に対するのみならず手形団体たる不特定多数の債権者に対して一定金額を支払うべき債務を負担する意思表示である。そこで裏書禁止手形としない限り、受取人の名称が抹消されYの承諾なしに受取人欄にXの名称が記入されても、Yは所持人たるXに対して手形金の支払を免れない。」

と判示して、Xが勝訴した。Y控訴。

**【第二審判決】** 前判決を覆して、「これは受取人欄の変造に該当するので、Yは変造前の文言に従ってAに対しては責任を負うが、変造後の受取人であり且つ所持人であるXに対しては責任を負わない。」

と判示して、Y勝訴。X上告。

**【上告論旨】** 「本件手形の変造部分は振出人、額面、或は支払期日の変造と異り受取人欄の変造であるから、第一審判示の如く、約束手形の振出の効力等によりその性質により、決しなければならないものである。もともと約束手形の振出人が裏書を禁止して振出した場合は、指名債権譲渡に関する方式および効力を以てのみ譲渡しうるが、本件手形はこのような手形ではない。しからば、Yは受取人たるAの記載が抹消され、Yの承諾なくしてXなる文字が記入されても、その所持人たるXに対し手形金の支払義務があると解すべきである。なお、Xは本件手形を民事的にも承継によって正当適法に、しかも善意に取得していることは明らかであり、本件手形の変造は振出人あるいは額面、支払期日等の変造の場合と異なり

裏書の連続に通ずる。もっとも受取人欄を変造したことにより訴外Aは受取人であり、第一裏書人となっていないから、中断されているとも考えられる。しかし形式上は裏書の連続があり、しかもXはAを経て民事的に正当の承継により善意に取得したものであるから、その中断は架橋せられ本件約束手形金債権を行使するに妨げないと解することが手形法16条2項の規定よりしても相当である。」

**【上告審判旨】** 「およそ約束手形の変造とは、署名以外の手形の内容を権限なくして変更することを意味するのであるから、受取人として記載されている文言を何等の権限なく抹消して、恰も受取人白地の手形たるごとき外観を呈せしめることも、変造に該当するものと解するを相当とする。この見解に立つとき、右認定の事実関係の下においては、本件約束手形について手形文言の変造があったものと認むべきであり、右手形に振出人として署名したYは、変造前の原文言に従い、すなわち受取人Aという手形について責任を負うべきものなのである（手形法69条参照）。従って、Xは受取人欄に自己の氏名の記載のある手形を所持するとの一事によって、直ちにYに対し本件手形金の支払を請求し得ないことは当然であり、Xにおいて自己が正当の手形所持人なりとしてその手形金の支払を請求するには、受取人Aよりいかなる経路によって本件手形を取得したかを明らかにし、その取得をもってYに対抗し得る所以、すなわち本件手形債権取得につきYに対する関係において債権譲渡の対抗要件を充たしている所以を主張し立証しなければならないのである。しかるに、Xはこの点について何等の主張立証をなさない以上、Xが本件手形を取得するに当り善意なりしや否やを判断するまでもなく、Xの本訴請求は失当である。従ってXの本訴請求を排斥した原審の判断は結局正当に帰する。それ故、論旨はいずれも採用に値しない。」

として、上告棄却。

2. 昭和49年判決 — 最高裁第3小法廷判決昭和49年12月24日（民集28巻10号2140頁）

**【事案】** X（原告・被控訴人・上告人）は、Y（被告・控訴人・被上告

人) 振出, 受取人兼第一裏書人B, 被裏書人兼第二裏書人C, 被裏書人Xと記載された約束手形1通と, Y振出, 受取人兼第一裏書人B, 被裏書人兼第二裏書人D, 被裏書人兼第三裏書人C, 被裏書人Xと記載された約束手形1通を所持している。右約束手形はいずれも, Yが受取人をAと記載してA宛に振出交付されたものであるが, Aが保管中に何者かによって窃取され, 受取人欄の記載AがBと改ざんされたものである。Xは右各手形の所持人として, これを適法に呈示して支払拒絶されたので, Yに対して手形金支払の提訴に及んだ。右2通は共通の事案なので, 前者の1通についてのみ考察することとする。

Xの請求原因として, Xは裏書の連続ある手形を所持している事実および右各手形はYが振出した事実を主張した。これに対してYは, 右手形は自己がA宛に振出したがAが保管中窃取され, Aの名称がBと改ざんされた事実を主張した。これに加えて, Xは右事実を知ってこれを取得したか又は重大な過失によってこれを知らずに取得したものであると抗弁した。

**【第一審判決】** 「Xは裏書の連続ある手形所持人であり手形法16条1項により手形上の権利者と推定され, 受取人欄の記載の変造の事実があっても裏書の形式的連続に欠けるところはないから, Yとしては, Xが手形上の権利を取得することあるべきあらゆる原因事実の不存在を主張立証しなければならない。しかるに, Yは, 本件手形の盗難とXの悪意重過失を主張するにすぎないから, Xの権利推定は覆されない。」

と判示, Xの請求を認容した。Yは控訴して, 受取人記載の変造された手形には手形法16条の適用はないから, Xは本件手形債権の取得につき, 債権譲渡の対抗要件をみたしていることを主張立証すべきであると主張した。

**【第二審判決】** 「受取人欄の記載の変更も手形法69条の手形の変造に当ると解するのが相当であるところ……。変造手形の振出人は手形法69条によって変造前の文言によって責任を負うものであるから, 振出人において右変造の事実を立証したときには, 変造手形を変造後に取得した手形権利者は, 振出人に対して手形法16条による裏書の連続を主張するのみではならず, 正当な手形債権取得原因を主張, 立証すべきものと解するので, その点について何らの主張, 立証のない本件では, Xの請

求は失当というべきである。」

と判示して、一審判決を取消してXの請求を棄却した。X上告。

**【上告論旨】** 「Xは裏書の連続ある手形所持人であることも確定している。このため、Xに手形上の権利が帰属することが推定されるはずであるのに、原判決は受取人欄の変造は手形法69条に該当するという理由で直ちに手形法16条1項の適用を否定したが、これは論理の飛躍である。原判決がこのように判断するに至った理由は、被上告人が引用する昭和41年11月10日最高裁判決（民集20巻9号1697頁）に影響されたものと思われるが、右判例は本件とは事実を異にしている（即ちXの主張する請求原因、いわゆる権利帰属の主張が異なる）とともに、本件においても手形法16条の適用がありうべきであるにもかかわらず、これを否定した原判決は、理由不備、理由そごないし法令の解釈を誤った違法があるといわねばならない。」

**【上告審判旨】** 「思うに、手形法16条1項にいう裏書の連続は、裏書の形式によりこれを判定すれば足り、約束手形の裏書人欄の記載が変造された場合であっても、手形面上、変造後の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の記載があるときは、右所持人は、振出人に対する関係においても、同法16条1項により、右手形の適法な所持人と推定されると解するのが相当である。同法69条によれば、変造前の約束手形署名者である振出人は、変造前の原文言に従って責任を負うのであるが、右規定は、手形の文言が権限のない者によりほしいままに変更されても一旦有効に成立した手形債務の内容に影響を及ぼさない法理を明らかにしたものであるにすぎず、手形面上、原文言の記載が依然として現実に残存しているとみなす趣旨ではないから、右規定のゆえをもって、振出人に対する関係において裏書の連続を主張しえないと解するのは相当ではなく、当裁判所昭和41年11月10日判決・民集20巻9号1697頁は、本件と事案を異にし、右のように解する妨げとなるものではない。

したがって、………本件各手形は、受取人からXへ至る裏書の連続において欠けるところがなく、Xは、同法16条1項によりその適法な所持人と推定されるから、他に手形債権の取得原因を主張立証することなく、振出

人であるYに対して手形上の権利を行使しうるものというべきである。それゆえ、右と見解を異にし、Xが正当な手形債権の取得原因を主張立証すべきものであることのみを理由にXの請求を排斥した原判決には、前記手形法の規定の解釈適用を誤った違法があり、右違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、手形法16条1項による推定を覆すべき事情の有無について更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すのが、相当である。」

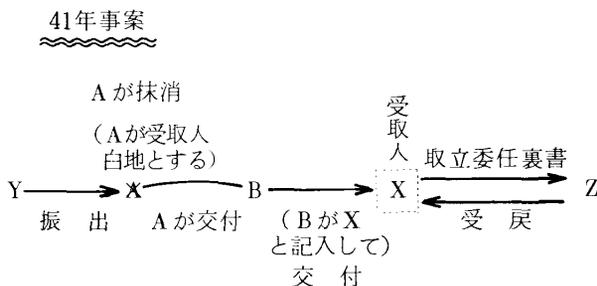
として破棄差戻。

### 3. 両判決および事案の対比

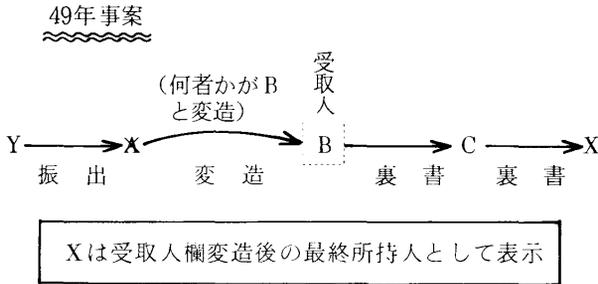
#### A 事案の対比

- ① 41年判決事案では、受取人Aの記載がA自身により抹消されて外観上受取人白地としてAから交付をうけたBが、Xを受取人と記載しているのに、49年判決事案では受取人Aが抹消されBと改ざんされた手形として流通してXが所持している。

いま、これらを図示してみよう。



Xは受取人欄抹消後に受取人として表示  
ZはXの受戻後も抹消されていない



- ② 両事案を通じて最も重要な相違は、所持人（X）の自己への権利帰属の主張の相違である。41年事案では、Xは手形法16条1項によらず権利移転過程そのものを主張しているのに、49年事案では、Xは手形法16条1項によって裏書の連続ある手形所持人として権利主張をしている。

## B 変造（手形法69条）との関係

「手形要件の抹消の場合（「受取人欄」をさすと思われる — 筆者）を『変造』という用語をもって呼ぶのは、講学上の変造の定義と一致せず、この意味で用語は正確ではない<sup>(1)</sup>」との説もあるが、41年判決が「手形の変造とは、署名以外の手形の内容を権限なくして変更することを意味するのであるから、受取人として記載されている文言を何等の権限なく抹消して恰も受取人白地の手形たるごとき外観を呈せしめることも、変造に該当する」と説明している<sup>(2)</sup>ので、「これ（「変造」をさす — 筆者）は用語だけの問題」にすぎないともいえる。

もともと、「手形法69条は、手形債務者は、自己のなした手形行為の内容にしたがって責任を負うものであるという、当然の事理を明らかにしたものに止まり、同条によって特段の法律効果を創設しようとしたものではない<sup>(3)</sup>」ので、重要なことは、実質的に考察して、裏書の連続の判定にあたって、直ちに手形の原文言に従って判断できるか否かということである。それでは、受取人欄の記載の変更は、実質的にみて、手形法69条にいう変造に該当するであろうか。「手形法69条は、どのような内

容の債務をどのような条件で負担するかという意味で債務負担の面についての規定と解することができる。すると、受取人の記載は、誰が権利者かという意味で権利の所属に関するものであって、その記載の変更は、手形法69条で予定している変造ではないといえることができる。」<sup>(4)</sup> といえよう。したがって、受取人の記載が抹消され、あるいは変更された手形であっても、所持人の形式的資格を認めることは正しいのである。

(注1) 坂井芳雄・裁判手形法 155 頁。

(注2) 坂井・全上

(注3) 坂井・前掲 153 頁。

(注4) 前田庸・法学協会雑誌 84 卷 10 号 134 頁。

### C 形式的資格（手形法16条1項）との関係

これら両判決事案は、手形法16条1項の適用を左右するに足りる相違点をもつか否か、の分析から入ってみることとする。

「手形上の記載によって定められる所持人の形式的資格に関する限り、両者の場合に差異は存しない<sup>(1)</sup>」とか、「手形法16条1項にしろ同2項にしろ、それらは手形所持人の権利者としての外形を要件とする趣旨であるか、第二次以下の権利者（被裏書人 — 筆者）としての外形であるかを問わない趣旨である<sup>(2)</sup>」とするのは、両事案ともに手形法16条1項適用（肯定）説を表わすものである。学説も、手形法16条1項による形式的資格が認められるか否かに関しては、手形上の記載がどうなっているかだけが問題であって、その抹消・改ざんが権限ある者によってなされたかどうかは、問うところではないとして同じくこれを肯定する<sup>(3)</sup>。

またこの問題は、実質的に非常によく類似した記名式裏書における被裏書人の氏名の抹消と裏書の連続との関係からも、一般的に説明がなされている。手形法16条1項3文は抹消した裏書は記載なきものとみなしているが、記名式裏書の被裏書人の氏名が抹消された場合に裏書の連続との関係でこれをどのようにみるかについては、全部抹消説と白地裏書

説との対立がある。前者は、抹消者の権限の有無に拘らず被裏書人の抹消は裏書全部の抹消とみる。後者は、外観上の抹消部分（被裏書人の氏名）についてのみ記載が否定されたものと解するのが自然でありかつ裏書の流通性がより強化されることなどの理由で、この説が正当と考えられる。なお、判例<sup>(注)</sup>（下級審）の多くは白地式裏書説をとる。これら多数の判例と同じく、被裏書人の氏名の抹消は、裏書の連続に関しては、手形法16条1項3文を類推適用して白地式裏書とみられるのである。と同時に、「単に被裏書人の氏名が抹消されている場合のみならず、抹消して代わりの氏名が記載されている場合には、その裏書は、記名式裏書として被裏書人のために資格授与的効力を有することはいうまでもない（傍点 — 筆者）（大判昭2・6・14民集6・629，同昭10・6・12新聞3853・18）<sup>(4)</sup>。」とされる。被裏書人の抹消との関係で白地裏書説をとれば、手形取得者は保護される。なぜなら、不法に手形を入手した者でも被裏書人の氏名を抹消することによって権利者としての資格を容易に獲得しうるからである。全部抹消説では、裏書全部の抹消を不正目的に利用するためには、手形裏面のいずれかに白地式裏書が存在するか、あるいはどこかにその者の行なった裏書（署名）があることが必要である。がららい、手形法16条1項の立法趣旨は、流通証券たる手形の権利行使を容易にするためにある。転輾流通を制度として予定する手形証券にあっては、全く形式的に裏書の連続によって権利推定効を与えている。しかも、裏書の連続があるというためには、外観上裏書が連続することが必要であり、かつそれをもって足りる。たとえ、偽造の裏書が介在しても差支えないのである（大判大2・10・4民録19・743，同大4・6・22新聞1043・29）。学説が手形法16条1項による形式的資格が認められるか否かに関しては、手形上の記載がどうなっているかだけが問題であって、その抹消・改ざんが権限ある者によってなされたかどうかは、問うところではないとしていることは、既述のとおりである。49年

(注) 大阪高判昭36・11・22高民集14・8・551，東京地判昭39・6・29下民集15・6・1653，大阪地判昭40・10・27金融法務事情426・12，京都地判昭46・9・9判例事報655・84など。

判決も、「手形法16条1項にいう裏書の連続は、裏書の形式によりこれを判定すれば足り、約束手形の受取人欄の記載が変造された場合であっても、手形面上、変造後の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の連続があるときは、右所持人は、振出人に対する関係においても、同法16条1項により、右手形の適法な所持人と推定されると解するのが、相当である。」と述べて、これを肯定している。

因みに41年事案を、受取人白地の未補充の手形について、補充権の内容と異なる補充をした場合の法律関係との対比からも考察されるとする説がある。「この事案では、受取人として、はじめにAの名前が記載されていたのをそれが振出人以外のAによって抹消され、後にXの名前が記載されたのであるが、この関係は、あたかも受取人白地の手形につき、Aの名前を補充する権限が与えられていたのにXの名前が補充された場合と類似する<sup>(5)</sup>と考えられる。」として説明を行なおうとするものである。

しかるに、49年判決は「41年判決と事案を異にし<sup>(6)</sup>」していると判示する。41年事案では、Xは手形の最終所持人として表示されずXの次にZ銀行の表示が残っており、49年事案ではXは手形の最終所持人として表示されている。この点は、「事案を異にする<sup>(6)</sup>」とか、「手形法16条1項の適用を左右するに足る相異点である<sup>(7)</sup>」とする見解もある。ところが、「償還義務者たることが手形上表示されており、そして、拒絶証書付手形を所持していれば、適法に償還を果たして手形を受戻したという推定が立つから当然形式的資格が認められる（拒絶証書作成免除文句がある手形を償還義務者が所持する場合も同様<sup>(8)</sup>）」とする説があるが、これは償還義務者が手形上の権利を再取得したことの「事実上の推定」をさすにすぎないものである。形式的資格を有する「法律上の推定」をうけるためには、手形法50条2項により自己以後の裏書を抹消するか（大判昭8・11・20民集12・24・2718）手形法11条3項による戻裏書をうけるべきである。判例も、隠れた取立委任のためとはいえ裏書譲渡し不渡によってそのまま返還をうけたケースで、「最後の裏書としてなお残存する以上、たとえその実質的権利を有しかつ手形を有しているも、裏書の連続を欠くため、手形上の権利につきいわゆる形式的資格」を有しないとする（最

判昭31・2・7民集10・2・31)。しかしこの判例は反面また、抹消せずに実質的権利を証明すれば権利行使ができるとする。この場合、Xが手形を受戻しながら裏書を抹消しないで手形を所持している場合には、形式的資格を有しないとの説をとるとしても、「過去においてXが未だ手形をZ銀行に裏書譲渡しないで所持していた時点においては、Xに形式的資格があったことは明らかである。……。その後Xが権利喪失の事実の認定さえしなければ、口頭弁論終結時現在におけるXへの手形上の権利帰属の認定を結論することができる<sup>(9)</sup>」のではなかったろうか。「事実上の推定」は即、「法律上の推定」とはならない。もしそうであれば、41年事案と49年事案は、まさに「事案を異にするから、最高裁判決の結論が異なっても相互に矛盾するものではない<sup>(10)</sup>」といえよう。

つぎに、両事案を善意取得性（原始取得性）の面から対比してみよう。41年事案は受取人の抹消に関するものであり、49年事案では受取人の改ざんに関するものである。この点、49年事案の方が善意取得性の獲得（手形法16条2項）が容易なのではなかろうか。「受取人Bと変造されたのち裏書の連続する手形を取得する者が善意取得できるということは問題ないであろう<sup>(11)</sup>」（本稿6～7頁の図「49年事案」参照 — 筆者）。これに反して、受取人Aが抹消されて外形上受取人白地のようにになっている手形について（41年事案のように）、善意取得が認められるであろうか。「受取人変造を認めない立場では当然受取人白地という形式的資格をもつ手形として善意取得が可能である。これに対して、受取人の抹消・変造もまたいわゆる69条の変造であるとみる立場では微妙である。善意取得を認めないことを明言する見解もある（河本一郎・判例事報774号157頁）。たしかに、受取人が抹消されても、手形移転に関しては受取人白地の手形になるわけではなく、それゆえ、手形的移転はおこらない — 換言すれば、手形的移転によってだれも権利取得はできない。しかし、善意取得は有効な権利移転（準物権行為）によって生ずるものではない。あくまでも、前者の形式的資格に信頼して、手形的移転の方法（裏書とか単なる交付）によって取得した者が保護される制度である。受取人が記載されたものとして扱われ、それゆえ、裏書もしくは指名債

権譲渡の方法によってしか権利移転ができないからといって、受取人白地のような外観を呈することによって、受取人白地と同じ形式的資格が与えられる以上、それを信頼して、真実受取人白地であるところの単なる交付の方法で手形を取得した者の善意取得を否定する必要はない。(…  
— 筆者)<sup>(12)</sup>」として、受取人抹消手形についても善意取得を是認する見解がある。同様に、「Bは権利者の指定のない手形における所持人であるから、Bによる『交付』の方法も16条2項の要件事実に該当する。もしXがBの無権利(AからBへの有効な権利移転は認められていない)であることにつき善意無過失であれば、Xにおいて手形上の権利を善意取得しうることになる。」<sup>(13)</sup>とするのは、理論構成は異なるが、これを是認するものである。また、41年事案の上告論旨が善意取得に関する裏書連続の架橋説をもまたその一つの主張としているのも、正当ではなかろうか。すなわち、「受取人欄を変造(受取人Aがこの欄を抹消後Bに交付、BがXと記載……筆者)したことにより訴外Aは受取人であり、第一裏書人となっていないから、中断されているとも考えられる。しかし形式上は裏書の連続があり、しかもXはAを経て民事的に正当の承継により善意に取得したものであるから、その中断は架橋せられ本件約束手形金債権を行使するに妨げないと解することが手形法16条2項の規定よりしても相当である。」とする。

「41年判決は誤りであり、49年判決が正しいとする見解がかなりある<sup>(14)</sup>」が、これは、前者については手形法16条1項適用説を認める批判説である。41年事案では、手形法16条1項による形式的資格の主張が明示的でなかったせいも、これに対する上告審の判断も直接これに答えずに、所持人が振出人から自己に至るまでの経過および振出人に対しての債権譲渡の対抗要件について主張・立証すべきであると判示した。なお、微細に分析すれば、この判旨の債権譲渡の対抗要件についても反論がある。すなわち、「手形上の権利移転には手形の交付が当然に要求される以上、二重譲渡の危険は存在しないから、それについて指名債権譲渡の対抗要件を要求することは無意味である」<sup>(15)</sup>とするものである。

ところが、賛成説(手形法16条1項適用説)が多いとされる49年判決に対しても、所持人对振出人の利益衡量を条件とする批判説もある。「裏

書においては、裏書人その他の権限ある者のみが被裏書人の記載を抹消ないし訂正するもので、本来なら無権限である被裏書人自身がこれを抹消するものではなく（振出の場合の受取人の記載における振出人と受取人の関係も同じ）、裏書の連続の制度もそのことを前提として成立しているものと思われる。この意味において、振出人は、権限ある者により作り出された裏書の連続ある手形の所持人に対してのみ形式的資格を認めるといふ利益をもつものともいえる。（傍点 — 筆者<sup>(16)</sup>）」とするのは、この判決に対して全面的賛意を表さないものといえる。そもそも手形制度の原点において考察すれば、それは、支払用具としての小切手とは異なり、支払期日も将来に亘りその間転載流通することを予定している。このため、権利譲渡を慎重ならしめている（記名式裏書）。一方、白地式裏書も諸事情によって認められるが、あくまで記名式が原則である。そうであれば、「手形受取人は、一旦記名式で受取人に指定された以上、そのことにより自己の権限の範囲がきまったのであって、これを勝手に抹消して権限の拡張（裏書署名なくして交付だけで譲渡しうる権限への拡張）を図りえないことは自明の理である。受取人白地として無記名証券同様の効用を発揮せしめるか、それとも当初から受取人名を銘記して譲渡の确实を期しうる手形とするかの選択権は、手形振出人が有するのである。手形振出人とすれば、記名式手形を作り出すことに一つの利益がある。それにより、受取人は手形債務負担の覚悟なくしては手形を譲渡できず、受取人によってなされる第一次の手形の譲渡が慎重になるから、爾後の手形取得者の生ずる可能性が減少するか、少なくとも取得者の幅が狭められる。それにより振出人と受取人との間で約されるところの、手形支払に付せられる特約（人的抗弁）が実効性を発揮する公算も大きくなる。手形振出人において選択したこの利益を手形受取人が勝手に奪うことは許されない<sup>(17)</sup>」といわねばならないし、またこれが原則でもある。受取人白地式で振出したのならいざ知らず、振出人自身の預かり知らない無権限者（受取人と記載された者が振出人の承諾を得ない場合も含む）によって受取人の記載が抹消されたり変造された場合でも支払責任を負わねばならないのは、転載流通しかつ外観形式によって善意の取得者を保

護するためのもの以外の何ものでもない。この点、受取人欄の抹消・改ざんは、手形法69条がそのまま該当する手形金額や支払期日などの変造とは異なるのである。

また、人的抗弁の面からして49年判決に批判的なものもある。それは、手形所持人Xに対して裏書の連続による権利者としての形式的資格を認めつつも、「振出行為の直接の相手方たる受取人の記載が、振出人にとってそれほど意味の少ないものと考えうるかどうか、疑問なしとはできないのであって、たとえば振出人が受取人に対し人的抗弁を有する場合、受取人欄の変造によって遡求段階において振出人の地位に影響があることもありうる<sup>(18)</sup>」として、41年事案の第一審判決のように指図証券たる手形の意味内容の拡大すること（振出人は不特定多数の手形債権者に債務を負う）を危惧する向きもある。

しかるに、昭和45年最高裁大法廷の「連続した裏書の記載ある手形を所持し、その手形に基づき手形金の請求をしている場合には、当然に手形法16条1項の適用の主張があるものと解するのが相当である」との判決（昭45・6・24民集24卷6号712頁）は、手形法16条1項の主張方法について緩やかなしかも妥当な解決方法を与えたものといわれている。そのためか、「41年判決の結論は、45年の大法廷判決（上記 — 筆者）によって、すでに変更を余儀なくされたといっても差支えない<sup>(19)</sup>」との見解も現われてくるのである。一般に41年判決は誤りであり、49年判決が正しいとする見解があることは、既述のとおりである。筆者によれば、49年判決は、前記45年大法廷判決の影響を受けたとも推測され（判旨には明文はないが）、かつ41年事案とは権利主張の方法が相違していたせいもあったからだと思われる。このためか、「法律解釈に関する判例としては、昭和41年判決は手形法69条の解釈についてのみ判示したつもり（受取人名の変造は、手形法69条にいう変造に該当するか否か）であり、昭和49年判決は手形法16条1項の解釈について判示し、併せて手形法69条にからむ二審判決の誤解を解明したものであり、彼れ此れ判例でい触はないというべきである<sup>(20)</sup>。」とか、「41年判決と49年判決の両者は、それぞれ判旨の実質的内容において抵触している点是否定しがたく、ただ、

判例の展開自体としては、抵触はないのであって、両判決間の抵触を直接に比較して問題とすること自体が適当ではない<sup>(21)</sup>との見解さえ見られるのである。

ところが、41年事案においても、Xが自己の名前が受取人欄に記載されている手形を所持し、その手形に基づいて手形金を請求している場合、この一種の裏書連続を主張しかつ立証さえすれば、手形権利者としての形式的資格を有することになったのではなからうか。（このことについては、41年判決前既に最判昭41・3・4民集20・3・406が出されているから<sup>(22)</sup>）。これはまた、手形所持人Xの権利主張が異なる（手形法16条1項の援用を主張しなかった）とはいえ、釈明権行使によってでも救済できたのではなからうか。このため、「少なくとも受取人欄の変造と形式的資格の関係についての41年判決の考え方は49年判決によって改められたとみるべき<sup>(23)</sup>」で、49年判決は41年判決に対する判例変更と見るのが真相なのではなからうか。

- (注1) 小橋一郎・ジュリスト（昭和50年度重要判例解説）97頁，同旨，鴻常夫・ジュリスト（手形小切手判例百選「新版・増補」）273頁。
- (注2) 坂井・前掲裁判手形法158頁，同旨，石山義衛・日本法学89頁。
- (注3) 坂井・前掲147頁注(2)，158頁，同旨，伊沢和平・ジュリスト（商法の判例「第3版」）218頁，小橋・前掲96頁。
- (注4) 大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法176頁。
- (注5) 前田・前掲法学協会雑誌84巻10号136頁。
- (注6) 石山・前掲91頁。
- (注7) 坂井・民商法雑誌73巻3号101頁。
- (注8) 鈴木竹雄，手形法・小切手法300頁注17。
- (注9) 坂井・前掲裁判手形法161頁。
- (注10) 坂井・前掲民商法雑誌101頁。
- (注11) 木内宜彦・手形法小切手法195頁。
- (注12) 木内・前掲195頁。
- (注13) 坂井・前掲裁判手形法158頁。
- (注14) 小橋・前掲97頁。
- (注15) 前田・前掲134頁。
- (注16) 伊沢・前掲219頁。

- (注17) 坂井・前掲裁判手形法 147 頁。  
 (注18) 小橋・前掲98頁, 同旨, 境一郎・民商法雑誌56巻5号91頁 (41年判決についてではあるが, この判決に賛成する。)  
 (注19) 鴻・前掲 273 頁。  
 (注20) 坂井・前掲民商法雑誌 103 頁。  
 (注21) 鴻・前掲 273 頁。  
 (注22) 最判昭41・3・4 (民集20・3・406) は, 「手形法16条1項は, 裏書の連続ある手形所持人は適法の所持人と推定する旨を規定するところ, 当該手形に連続した裏書の記載があるか否かの事實は, 同条項を適用するための要件事實であって, 口頭弁論においてその旨の主張を要するものであることは所論のとおりである。」として, 裏書の形式的連続についての明示的な主張がないのに, 「口頭弁論の全経過を総合」して叙上の主張があるものと認めて救済したことがあった。  
 (注23) 伊沢・前掲 218 頁。

#### 4 私 見

さいごに本章では, 主として41年事案について私見を述べてみたいと思う。

約束手形所持人が振出人に対して手形上の権利が自己に帰属することの主張方法として, 二通りの方法がある。第一は, 第一次権利者から自己に至るまでの権利移転過程を主張し立証する方法である。しかし, この方法によれば, 所持人は自己の直接関係しない権利移転の経過まで主張立証しなければならず, 権利行使が困難となってくる。第二は, 手形法16条1項によって自己が裏書の連続した手形の所持人である(形式的資格ある)事実を主張立証する方法である。この事実を主張立証すると, 所持人は手形権利者であるとの法律上の権利推定効が働く(既に41年判決前に上記最判昭41・3・4民集20・3・406が出ている)。しかも, 裏書の連続した手形の所持だけによって手形金を請求すれば, 手形法16条1項の適用の主張があるものとみなされる(前出・最判昭45・6・24民集24・6・712 — こ

これは前出最判昭41・3・4判例を拡大するものであるが、41年事案当時におけるこの45年最高裁大法廷判決と同趣旨のように解されたかは疑問である。手形債務者たる振出人においてこの権利推定を覆すためには、所持人が権利者でないこと、すなわち、所持人が承継取得も善意取得（手形法16条2項）もしていないことを立証しなければならない（最判昭41・6・21民集20・5・1084）。この第二の方法によれば、所持人の権利行使は容易となってくる。もともと、手形の変造とは、署名以外の手形の記載内容を権限なくして変更することであり、抹消の方法によっても（手形の形式的要件を破壊するものであれば、手形の抹消となることは既に述べた通りである）、変造が行われうる。したがって、受取人欄の記載を権限なくして抹消し恰も受取人白地のごとき外観を作出するのも、また変造に該当する。41年判決では、振出人は変造前の原文言に従って責任を負って変造後の受取人に対しては責任を負わず（手形法69条）、逆に現在受取人として記載されている者がその権利行使をするためには、抹消前の受取人からいかなる経路でこれを取得したかを主張立証し、振出人に対抗するためには手形債権取得について債権譲渡の對抗要件の充足（通知または承諾——民法467条）を主張立証しなければならないとした。これでは、受取人の記載の抹消が本来の受取人によってなされた場合でも、振出人に対する関係では、権利移転は指名債権譲渡と同じ方法でしかもそれと同じ効果でしか認められないことになって、人的抗弁の切断（手形法17条）や善意取得（手形法16条2項）の保護が与えられないことは、手形取引の安全という観点からみても妥当ではない。それは、偽造の裏書が介在していても裏書の連続は損なわれず（前出大判大2・10・4民録19・743、同大4・6・22新聞1043・29）、また抹消された裏書は、それが権限に基づいてなされたものでなくとも、裏書の連続の関係では記載がないものとみなして（手形法16条1項3文）（大判大11・12・19民集1・772、最判昭36・11・10民集15・10・2466）、形式的資格を与えていることと均衡を失することになる。そもそも、「受取人欄が白地の手形の振出を受けた者は、その白地を補充することなく、裏書により、または単なる引渡により、これを譲渡することができるほか、白地の受取人欄に他人の名称を記載しその者に交付すること

により、これを譲渡することもできる（手形法14条2項）。この場合にも善意取得の法則（手形法16条2項）ならびに人的抗弁の切断の法則（手形法17条）による保護もみとめられている<sup>(1)</sup>のである。さて、受取人欄Aの記載が無権限で抹消されても、裏書における被裏書人の抹消の場合に白地裏書説をとれば受取人白地の手形となり、Bは形式的資格ある手形所持人となる。しかも、Bは外形上受取人白地の手形の所持人ともなる。このため、BのXへの交付による譲渡も、手形法14条2項3号の準用によって有効に行なうことができる。したがって、Xは手形法16条1項による形式的資格を有するものとみなされるのである。

このようにみえてくると、受取人欄の変造については、他の手形文言（殊に手形金額とか支払期日などのように）の変造とは異なって、手形法69条をそのまま適用することについて疑問なしとはいえなくなってくる。したがって、受取人の記載が抹消され、あるいは改ざんされた手形であっても、所持人の形式的資格を認めて然るべきである（振出人は所持人の請求を拒否できないことになる）。まさに、「受取人氏名を改ざんした場合には、そのことが明らかになっても権利推定を認めざるをえないが、このように受取人氏名を改ざんして裏書された場合と単に抹消して引渡によって譲渡した場合とで結果が完全に異なるということは認めがたい<sup>(2)</sup>」といわねばならない。

がんらい、手形は流通証券でありしかも転輾流通する制度的使命をもち、また白地裏書後の単なる交付のみによる権利移転を考えるととき（手形法14条2項3号）、権利移転の経過は必ずしも手形面に現出しない。手形所持人が一々これを調査し立証しなければならないとすれば、その煩わしさたるやいうまでもない。この負担を軽減するための立法措置がまさに手形法16条1項の規定にはかならないのである。端的にいえば、「手形法16条1項は、手形の表面裏面における連続した裏書の記載（受取人の表示と第一裏書人の表示の同一性も、ここにいう裏書の連続に当る）の存在と当該記載により最終の権利者と表示された者が手形を所持するという要件事実が具備するときは、当該所持人の許に手形上の権利が所在することを推定する旨を規定した<sup>(3)</sup>」（傍点 — 筆者）といえるのである。

41年判決と49年判決の両事案の重要な相違は、上告論旨によれば、手形所持人の自己への権利帰属の主張の相違である。41年事案では、手形法16条1項によらずに権利移転過程そのものを主張し、これに対して手形法69条の解釈をもって応答した。49年事案では、所持人は裏書の連続ある手形の所持を主張して手形法16条1項を援用し、これに対して同条項の解釈をもって判示したのである。「上告判決においては、狭い意味での争点、そのうちでも上告論旨で指摘していることだけに答える趣旨で判文が構成されるのがむしろ原則<sup>(4)</sup>」であるから、41年判決が手形法16条1項による裏書連続に触れなかったものとも思われる。そこで、41年判決があながち誤っていたといえるであろうか。必ずしも、さにあらずといえよう。「もともとこの事案では原告により権利推定の援用がなかったのであるから、いずれにしてもこのような判示にならざるをえなかったのであり、したがって受取人氏名の無権限抹消と権利推定との関係をどうみるかは、この判示からは直接出てこない<sup>(5)</sup>。」わけである。かかる次第で、「当該の具体的事案から他に色々の法律構成が考えられることをもって上告判決を批判されても迷惑である<sup>(6)</sup>。」ともいえるのではなからうか。

(注1) 大森忠夫・「鈴木＝大隅編手形法・小切手法講座」74頁。

(注2) 大隅・河本、前掲注釈手形法・小切手法172頁。

(注3) 坂井・前掲裁判手形法113頁。

(注4) 坂井・前掲民商法雑誌103頁。

(注5) 大隅・河本、前掲171頁。

(注6) 坂井・前掲民商法雑誌103頁。